

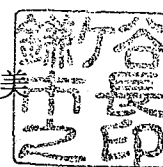
鎌ヶ谷市告示第88号

地籍調査の実施の告示

次の地籍調査を国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、千葉県知事が国土調査として指定したので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月29日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美

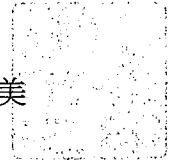


- 1 国土調査として指定された年月日  
令和8年4月7日
- 2 調査を実施する者の名称  
鎌ヶ谷市
- 3 調査地域  
初富地区1、初富・串崎新田地区
- 4 調査期間  
令和8年5月29日から令和9年3月31日まで

鎌ヶ谷市国民健康保険特定健康診査実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月29日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美



鎌ヶ谷市告示第89号

鎌ヶ谷市国民健康保険特定健康診査実施要綱の一部を改正する告示

鎌ヶ谷市国民健康保険特定健康診査実施要綱（平成20年鎌ヶ谷市告示第75号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40歳（当該年度に40歳に達する者を含む。）」を「実施年度に40歳に達するもの及び40歳」に改める。

第7条第2項中「40歳の者（当該年度に40歳に達する者を含む。）」を「実施年度に40歳に達する者」に改める。

別表第1に次のように加える。

⑩ 貧血検査	ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数
⑪ 腎機能検査	血清クレアチニン（血清Cr）、推算糸球体濾過量（eGFR）
⑫ 尿酸代謝検査	血清尿酸の量（UA）

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

（B） 詳細な健診の項目

追加項目	実施できる条件（判断基準）
① 心電図検査（12誘導心電図）	当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧140mmHg以上若しくは拡張期血圧90mmHg以上の者又は問診等で不整脈が疑われる者
③ 眼底検査	当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が次の基準に該当した者。ただし、集団健診において、当該年度の特定健康診

査の結果等が血圧の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果の確認ができない場合は、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の基準に該当する者を含む。

血圧	収縮期血圧140mmHg以上又は 拡張期血圧90mmHg以上
血糖	ヘモグロビンA1c (HbA1c) (NGSP値) 6.5%以上

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式 (第10条関係)

鎌ヶ谷市国民健康保険特定健康診査 眼底検査記録票

被保険者番号	受診券整理番号	受診日
		年 月 日

ふりがな		性別	電話
氏名		男・女	
住所			

眼底検査	
所見	

判定	
----	--

実施機関名	医師の氏名

特定健康診査実施機関名	受診日
	年 月 日

附 則

この告示は、公示の日から施行する。